



第2弾
＜8月～9月分＞
始まります！

特別応援金

[長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金事業]

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



コロナ禍の影響により売上が大きく減少している
事業者の皆様へ

給付金額 = (基準月の事業収入等) - (対象月の事業収入等)

※1,000円未満切り捨て

《対象月》2021年8月、9月のいずれかの月のうち、2019年または2020年の
同月比で、事業収入等が50%以上減少している任意の月

《基準月》2019年または2020年における対象月と同じ月

上限金額 ◆中小法人等 **40**万円以内 ◆個人事業者 **20**万円以内

※対象月の売上減少額が上限 ※申請は、各者1回限りです。

[第1弾] 4月～6月分と合計で◆中小法人等 最大 **60**万円◆個人事業者 最大 **30**万円を支給

支給対象 長野県内の幅広い業種の中小企業者等が対象です

《主な要件》①【法人等】長野県内に本店等があり、長野県内で法人税を納税していること

【個人事業者】長野県内に住所があり、長野県内で事業収入等の確定申告

または住民税申告を行っていること

②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年8月、9月のいずれかの月の**事業収入等**が、2019年または2020年の同じ月と比べて**50%以上減少**していること

③国の**月次支援金の8月分、9月分のいずれかまたは両方を受給していないこと**
(申請している場合の応援金の支給は、月次支援金の結果判明後になります。)

④公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと

⑤被扶養者に該当しないこと

申請受付期間 2021年(令和3年)10月1日(金)～11月30日(火)

※第1弾(4～6月分)の特別応援金における申請期間は9月30日(木)までとなりますが、4～6月分の月次支援金を申請し、結果待ちの方を対象として10月29日(金)まで申請受付を延長します。その際、ご提出いただく【様式1】の余白に必ず「**月次支援金申請中**」と朱書してご提出ください。月次支援金の給付または不給付決定通知が届きましたら、その写しを事務局へ郵送願います。なお、特別応援金の審査は月次支援金の結果判明後となります。



長野県

しあわせ信州

ご用意いただく書類〈例〉

- 【法人等】履歴事項全部証明書、振込口座の通帳等(写し)、確定申告書別表一の控え(写し)、
法人事業概況説明書の控え(写し)、売上台帳(写し)、様式1、様式2、様式3 など
- 【個人事業者】健康保険証(写し)、振込口座の通帳等(写し)、運転免許証等の身分証明書(写し)、
確定申告書第一表等の控え(写し)、青色申告書等の控え(写し)、売上台帳(写し)、
様式1、様式2、様式3 など

※詳細は、申請要領をご覧ください。※審査の過程において上記以外の書類を求める場合もございます。

よくあるご質問と回答

Q1 どのような事業者が申請できるか？

A 事業収入があり確定申告を行っていれば、業種や事業形態を問わず申請が可能です。

Q2 前回(4月～6月分)の特別応援金を申請したが、今回も申請できるか？

A 9月30日申請受付締切の特別応援金を申請された方も、申請が可能です。

Q3 対象月の売上が0円の場合、どのように事業の継続を確認するのか？

A 原則として、対象月に事業収入があることが条件ですが、無い場合は対象月より後の月の売上を確認します。

Q4 被扶養者は、対象外となっているが、どのように判定するか？

A 健康保険制度の「被扶養者」に該当するか否かで判断します。

■お問い合わせ先 長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金 事務局
〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル
TEL026-262-1807 [受付時間] 9:15～17:15(土日・祝日を除く)



■書類入手先 ◎新型コロナ中小企業者等特別応援金ホームページからダウンロード
<https://www.shinshu-ouen.jp/>
◎最寄りの県産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局商工観光課)、商工会議所、商工会での受け取り

まずはこちらの利用をご検討ください！

経済産業省

月次支援金 〈緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和〉

給付額

◆中小法人等 上限 **20**万円/月

◆個人事業者等 上限 **10**万円/月

7・8・9月分
の合計

◆中小法人等 最大 **60**万円

◆個人事業者等 最大 **30**万円

※給付額=2019年、または2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上

申請期間

《7月分》2021年8月1日(日)～9月30日(木)

《8月分》2021年9月1日(水)～10月31日(日)

《9月分》2021年10月1日(金)～11月30日(火)

■お問い合わせ先 月次支援金相談窓口 ☎0120-211-240
または、県産業・雇用総合サポートセンター(地域振興局商工観光課)

